

本庁舎照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業業務に係る公募型プロポーザルに関する質問への回答について

令和7年4月3日

No.	該当資料， ページ等	質問内容	回答
1	実施要領 P2 2	現地調査は，審査結果の通知後，契約前に行う認識でお間違いないでしょうか。また，期間の延長はできるのでしょうか。	現地調査については，お見込みのとおりです。 また，本契約にあたりましては，5月下旬に仮契約を締結し，令和7年第2回定例会における議決が必要となるため，実施要領 P2記載のとおり現地調査は令和7年5月上旬から中旬までのスケジュールとなっております。
2	実施要領 P3 5 (1) ア	提出書類 ③，⑤，⑥，⑦について，施工役割構成員が函館市競争入札有資格者名簿に登録された事業者であれば不要とはなりませんでしょうか。	必要です。
3	実施要領 P4 5 (1) ア⑧	本事業に支社長名として参加予定の場合であっても，本店からの委任状の提出は必要でしょうか。	不要です。
4	実施要領 P4 5 (1) エ	参加申込書（①～⑧）の提出部数を御教示願います。	1 部になります。
5	実施要領 P4 5 (4)	ウォークスルー調査を行えなかった施設で，受注後に仮設足場や高所作業車などの工事費増が明らかになった場合は承認いただけるものとしてよろしいでしょうか。	契約後は，契約金額内で施工していただくことから，ウォークスルー調査等により事前確認を行っていただき，必要な経費を見込んだうえ，積算してください。 なお，調査を希望する箇所がありましたら，受付期間内にお知らせください。
6	実施要領 P4 6 (1) ア	様式第4号のＥＳＣＯ関連事業実績一覧表に添付する契約書の写しは，事業名・契約者及び金額が判断できるページのみでよろしいでしょうか。	様式4に記載されている事項すべてが確認できる写しを提出してください。
7	実施要領 P5 6 (2) イ②	企画提案者の名称を消去または黒塗りにすることとありますが，照明採用メーカーの記載は可能でしょうか。	可能です。

8	実施要領 P5 6 (3) ウ	企画提案書等は事業者の経験・スキルに基づくものであり、公開されますと今後事業での競争の公平性に影響がございます。公開する場合は事業者との事前協議を実施頂けますでしょうか。	第三者への開示にあたりましては、事前協議を行い、函館市情報公開条例第7条の規定の該当有無を確認します。
9	実施要領 P5 7 (2) エ	プレゼンテーション時には画像やパワーポイントを使用した説明が可能とございますが、プレゼンテーション資料については、いつまでの提出となりますでしょうか。	プレゼンテーション当日にご持参ください。
10	実施要領 P7 1 1 (2)	契約保証金は、各年度ごとの保証金額と考えてよろしいでしょうか。	契約金額に対しての保証金額となり、年度ごとではありません。
11	企画提案仕様書 P3 3 (3) ア	工事等の作業時間を明記頂いておりますが、事業者決定後の詳細調査時においても同様の作業時間となりますでしょうか。 (詳細調査時には全数ではございませんが、脚立を使用し、蛍光灯、カバー取り外す場合がございます。)	受託候補者決定後、協議いたします。
12	企画提案仕様書 P3 3 (3) ア	受注後に貴市や施設管理者様と協議して要項記載以外の施工可能日があつた場合に作業の実施は可能でしょうか。	可能です。
13	企画提案仕様書 P3 3 (3) ア	施工日の施設の解錠・施錠は、貴市または施設管理者様で対応して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	企画提案仕様書 P4 3 (3)	作業可能日時について具体的にご教授いただけますでしょうか。 (平日、休日、日中、夜間)	契約後、協議いたします。
15	企画提案仕様書 P4 3 (4) イ	500KW未満の自家用電気工作物及び構内の電気設備の施工については電気工事士法を遵守して仕様書のとおり1級電気士または認定電気工事従事者が施工しますが、運搬などの軽微な作業もありますので2種電気工事士や無資格者が名簿に入る場合もありますが可能でしょうか。	可能ですので、提出書類に氏名等および作業内容を記載してください。

16	企画提案仕様書 P4 3 (4) シ	対象施設において石綿含有の調査は行われているでしょうか。調査済であればご教示をお願いします。	レベル1，レベル2相当の石綿含有建材調査は，実施しており，石綿の使用はありません。 レベル3相当については，未調査になります。
17	企画提案仕様書 P4 3 (4)	交換器具は既設同等品でしょうか。開口寸法や取付方法も既設の同等の器具にて考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	企画提案仕様書 P5 3 (4) ケ	資材保管場所についてご教授いただけますでしょうか。現地に無い場合は運搬車両等必要になりますでしょうか。	資材保管場所は，契約後の協議となります。 また，運搬車両等については，必要に応じて手配してください。
19	企画提案仕様書 P5 3 (8)	LED照明器具管理台帳の作成について，書式については事業者側の任意書式となりますでしょうか。指定フォーマットがございましたら，ご教示お願い致します。	任意書式となります。
20	企画提案仕様書 P6 3 (10) ケ	高所作業（足場）が必要な施設名・部屋を御教示願います。	ウォークスルー調査により，ご確認ください。
21	企画提案仕様書 P6 3 (10) ケ， コ	「高所作業にあたっては，作業床を配置する事や，安全帯を使用するなど，脱落防止の措置を講じること」と記載が御座いますが，公平性担保の為，高所作業（5m以上）が必要な建物と高さを御教示願います。	ウォークスルー調査により，ご確認ください。
22	企画提案仕様書 P7 4 (1)	E S C O保証期間における事業者の負担は，地震等の天災や建物の不具合による器具故障の様な外因要素を除くという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	企画提案仕様書 P9 5 (2) 表	予想されるリスクと責任分担のうち，契約が履行されずに生じた損害賠償の範囲は，二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないという認識でよろしいでしょうか。	損害賠償の範囲には，二次損害（逸失利益等の間接損害）も含まれます。

24	企画提案仕様書 P9 5 (2) 表	予想されるリスクと責任分担のうち、共通事項および工事段階の第三者賠償は事業者には責任があるとなっています。事業者が原因となる「責任を負うべき理由」や「過失に基づく理由」がある場合に限り、第三者賠償を負担するという理解でよろしいでしょうか。また障害賠償の範囲に二次損害（逸失利益などの間接損害）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	事業者が原因となる場合は、お見込みのとおりです。 また、二次損害（逸失利益などの間接損害）については、含まれます。
25	企画提案仕様書 P9 5 (2) 表	予想されるリスクと責任分担のうち、計画設計・段階および工事段階の不可抗力については協議と記載されています。事業者が負担する費用は、事業者が原因によって発生したもののみという認識でよろしいでしょうか。	基本的には事業者が負担する費用は、事業者が原因によって発生したもののみと考えておりますが、詳細については、受託候補者決定後に協議いたします。
26	企画提案仕様書 P9 5 (2) 表	予想されるリスクと責任分担のうち「本仕様不適合及び仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害」は事業者の責となっています。事業者は、施設運営の障害となった施設設備の補修または改修費用を負担し、二次損害（逸失利益などの間接損害）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	損害賠償の範囲には、二次損害（逸失利益等の間接損害）も含まれます。
27	参考資料	ESCO事業削減量、削減額を算出するにあたり、貴市ホームページにてご提示いただいている「既設照明器具リスト等」に記載ございます設定ベースラインの電力単価を元に貴市提示の年間稼働時間及び更新前後の機器消費電力量を乗じて、ベースライン及び更新後の削減量、削減額を試算する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

28	参考資料	避難口誘導灯・通路誘導灯で火災報知器等と連動している設備については、公募資料の照明器具リストからの判断は困難です。提案時は一般形の非難誘導灯・通路誘導灯器具で提案を行い、受注後の現地調査で判明した場合は、別途協議という解釈でよろしいでしょうか。	既設竣工図面およびウォークスルー調査により、提案時点で必要な箇所を確認したうえ、提案してください。
29	参考資料	受注後の現地調査で配布資料の照明資料に記載のない照明器具があった場合は、対応を協議するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	参考資料	下面ルーバ付き既設蛍光灯は、パソコンモニターなどへの映り込みも現状考えにくいことから、更新にあたって一般型（ライトバータイプ、ルーバ無し）としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	参考資料	現在貴市にて公告中の同種公募に同一事業者で構成されるグループで複数事業に応募し複数の採択をいただいた場合、1つ以外を辞退することは可能でしょうか。この場合にペナルティーはあるのでしょうか。	辞退することは、可能です。 また、ペナルティーはありません。
32	参考資料	照明リストの中に間引き照明は含まれているでしょうか。受注後の現地調査で間引き照明があった場合は更新対象になるのかご教示ください。	間引き照明はリストに含まれており、更新対象となります。
33	その他	前払い金の有無についてご教示ください。	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結できる場合において、前払い金の支払いを行うことを想定しております。
34	その他	応募者グループ以外の協力業者の会社名等を各提案書類に記載してよろしいでしょうか。	協力業者の会社名等から参加事業者が特定できないよう、黒塗りをお願いします。
35	その他	施設クローズ時の作業になりますが、貴市指定の警備員を配置する必要はあるでしょうか。その費用負担は貴市と事業者のいずれでしょうか。また貴市職員や施設管理者様が立ち合う場合の費用はどうなりますでしょうか。	建物や部屋等への出入に伴う立ち合いについては、本市職員または市が管理委託している業者が行うため、警備員の配置や費用は必要ありません。 詳細については、契約後に協議します。

36	その他	参加申込書提出後に辞退をした場合、ペナルティはあるでしょうか。	ペナルティはありません。
37	その他	既存の照明設備の中で、調光機能（有線・無線等）を有する施設がございましたら、配線図及び運用状況（連続・段調光等）を御教示願います。	既設竣工図面およびウォークスルー調査により、ご確認ください。